

令和7年度安全装置等導入助成事業要領

令和7年4月1日

公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の普通会员及び賛助会員（以下「会員」という。）が安全装置等を導入する場合の費用の一部を助成することで、その導入を促進し、もって、交通事故防止を図ることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの（ただし、新規普通会员の場合は、入会后6ヶ月以上経過し、会費の未納が無いもの）。

3 助成の対象となる装置

次の（１）～（５）の条件を満たす装置とする。

- （１） 別紙「対象装置一覧表（後方視野確認支援装置・側方衝突監視警報装置・呼気吹き込み式アルコールインターロック・ＩＴ機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器）」に記載された装置（協会のホームページで確認のこと）及び車両総重量８ｔ以上の事業用貨物自動車（大型車）用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）。
- （２） 助成の対象となる取得価格には装置本体価格の他、部品や付属品等の費用を含むものとし、取付工賃や消費税は取得価格には含まない。
- （３） 会員が、令和7年4月1日（ただし、新規会員の場合は入会日）から令和8年2月25日までの間に事業用貨物自動車又は事業所に新たに導入した装置（中古品・レンタル品を除く。）。
- （４） 国からの補助金が交付されていない装置。
- （５） 下表「5 装置ごとの助成条件及び助成金額」に記載された装置ごとの助成条件を満たしている装置（後方視野確認支援装置、側方衝突監視警報装置、呼気吹き込み式アルコールインターロック装置は後付けでの導入を対象とするが、後方視野確認支援装置においては新車に標準で装着された後方カメラが当該助成の対象装置となっている場合には、新車新規登録した車両に取り付けられたものも特例的に助成対象とする。）。

4 助成件数

1会員あたり車両保有台数（令和7年度協会名簿台数とする。ただし、新規普通会员の場合は入会時の台数とする。）と同数まで（トルク・レンチを除く各装置等を併せて15台を上限）とし、トルク・レンチについては、車両総重量８ｔ以上の事業用貨物自動車を保有する事業所に1台とする。

5 装置ごとの助成条件及び助成金額

装置の種類	助成条件	助成金額 (上限額)
後方視野確認支援装置	新たにモニター及び後方カメラを同時導入した場合であること	40,000円
	側方視野確認支援装置導入済み車両に新たに後方カメラを導入した場合であること	40,000円
	既に導入されていた当該装置の故障等により、代替としてモニター及び後方カメラを同時に買い換える場合、又はモニターか後方カメラのいずれかを買い換える場合であること	40,000円

装置の種類	助成条件	助成金額 (上限額)
側方衝突監視警報装置	ア 車両総重量 7.5 t 以上の事業用貨物自動車の左側方の安全確保を目的として装着した装置を導入した場合であること イ トラクタ・トレーラに装着する場合は、トラクタの第 5 輪荷重が 8.5 t 以上であること	120,000円
呼気吹込み式アルコールインターロック装置	—	40,000円
IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器	助成対象者が、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）であること	40,000円
トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）	ア 「600N・m」以上の締め付け能力を有すること（締め付け能力の確認はカタログ等で行う） イ 車両総重量 8 t 以上の事業用貨物自動車（大型車）を保有する事業所であること	70,000円

※トルク・レンチを除く装置の取得価格が助成金額の 40,000円を下回る場合（側方衝突監視警報装置は 120,000円）はその取得価格を助成金額とし、トルク・レンチについては、取得価格の 2 分の 1 の額（小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨て）を助成金額とする。

6 申請期間

令和 7 年 5 月 1 日から令和 8 年 2 月 25 日。ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 14,000,000円

8 助成金の申請手続

別紙の「令和 7 年度安全装置等導入助成事業実施報告書（助成金申請書）」に、必要な書類を添付して、協会宛に郵送等又は持参等により提出する。

9 助成金の返還

- (1) 協会は、次のいずれかに該当するときは、助成金の返還を命じることができる。
 - ア この要領その他協会が定める事項に違反したとき。
 - イ 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

10 装置の処分制限

装置導入の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

11 その他

- (1) 導入方法は「装置購入」・「新車装着」、導入に当たっての支払方法は「買取り（一括、割賦）」・「リース」、のいずれの方法でもよい。

- (2) 別紙「対象装置一覧表」の後方視野確認支援装置及び側方衝突監視警報装置の型式に記載されている型式の「＊」印には任意の英数字が入り、「＊」に任意の英数字が記載されていない装置については助成対象外とする。
- (3) インターネットなどの通信販売で安全装置等を購入する際に、割引ポイント・割引クーポンを利用した場合の取得価格は割引利用額を差し引いた額とする。